

営業店の営業再開に関する公告

株式会社岩手銀行は、平成28年8月30日に岩手県に上陸した台風10号による被害のため臨時休業しておりました営業店の営業を下記の通り再開いたしましたので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 営業を再開した営業店および営業開始日

営業店の名称：宮古支店

営業店の所在地：宮古市築地一丁目1番28号

営業再開日：平成28年9月5日

営業店の名称：久慈支店

営業店の所在地：久慈市十八日町一丁目1番地

営業再開日：平成28年9月5日

以上2カ店

2. 再開した業務

営業店における全窓口業務

以上

平成28年9月5日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社岩手銀行

取締役頭取 田口 幸雄